

2024年1月31日

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
事務局長 末吉孝徳 殿

東京南部労働者組合
執行委員長 河野通彦
東京南部労働者組合・日本知的障害者福祉協会
組合員 松浦 聡

申入書

貴殿は第2回団体交渉を最後に当組合との団体交渉を拒否し、未だに団交に不参加を続けております。貴殿の態度は誠に遺憾であり、不誠実そのものです。

貴殿及び貴会の第3回団体交渉以降の団交出席拒否の当初の理由は、第2回団体交渉において当組合が強硬頑迷な主張を繰り返し、乱暴な発言をして、正常な団体交渉が不可能になったかの様な事実の歪曲に基づくものであり、貴殿が当時の貴会会長に歪曲された団交の態様を「糾弾」と称して虚偽の報告を行い、「会長が言ったから」団体交渉に出席しないと嘯くものでした。しかし、東京都労働委員会での不当労働行為申立の調査が進むにつれ、この様な虚偽理由は通用しないと悟ったのか、貴殿及び貴会は、団交出席拒否理由を貴殿の■■■■にあると主張し始めました。当初の団交出席拒否理由から二転三転している貴殿及び貴会の主張に、果たしてそれが事実であるのか当組合は疑念を抱きましたが、正常な団体交渉を進展・促進させるためにも、貴殿にその様な事情があるならば当組合は団交出席の負担を軽減するために一定の配慮を行う旨の条項を和解協定書に加えることを提案いたしました。

しかし、東京都労働委員会での和解協定締結後も、貴殿及び貴会は、貴殿が団交に臨む方向性や具体策を何ら講じずに、貴殿にしか説明できない議題であるにもかかわらず貴殿は団交への出席を拒否し続け、徒に団交が引き延ばされて今日に至っています。また、貴殿が労働組合や労使関係、団体交渉、都労委和解についてどの様に受け止めているのか、貴殿自身の言葉や文章で今まで一度も示されたことはありません。事務局長として極めて無責任、不誠実な態度と言わざるを得ません。

この様な状況を打破するために、貴殿に直接申し入れを行うべく、当組合は2023年12月29日に貴殿宅を訪問しましたが、当日は不在の様でした。当組合が貴殿宅に申し入れに行った事実のみに反応し、貴会の顧問弁護士らに的外れな抗議をさせるのではなく、貴殿宅の郵便受けに投函した2023年12月29日付の貴殿宛の申入書に記した要求事項を真摯に受け止め、然るべき対応と回答を行うよう再度要求いたします。なお、貴殿が胸襟を開いて当組合との団体交渉に臨まない場合、当組合は今後も貴殿との直接対話を求めて行動せざるを得ないことを申し添えます。

以上